保証基準内容(戸建て用)

【構造体·他】

	保証区分	保証対象	保証期間	保証の対象となる 現象など	適用の除外	備考
構造体	基礎	構造強度に影響を及ぼ す変形・損傷・亀裂	2	●構造破損・不同沈下の著しいもの	●地盤の変動、土砂崩れ等地盤の組織、地質または地形に起因するもの ●表面モルタルなどの仕上面の亀裂 ●材質的な収縮に起因したもの及び構造上基本的性能を損なうものではないも	
	床			●たわみ・不陸の著しいもの		
	軸組			●軸組材の著しい構造破損・脱落・折れ		
	壁(下地骨組)			●構造破損		
	屋根(屋根下地及び小屋組み)			●破損・折れ・脱落の著しいもの		
防水	屋根及び庇	- 雨漏り	2	●雨漏り及び雨漏りによる割れ、反り、 きしみ床鳴りの著しいもの	●建物の使用に影響のない軽微な透水 又は野外面の水溜り、表面仕上塗装、建 具、調度品などの汚損 ●すが漏れに起因するもの	●買主様(入居者様)の適切な 維持管理を前提とする
	外壁・ベランダ					
構造体以外の下地及び仕上	屋根及び庇	屋根の葺材・水切・雨 押役物 下地材・仕上材及び造 作材	2	●破損・め⟨れ・脱落	●天災地変及び予測不可能な自然現 象に起因するもの	
	室内の床			●材質の変質、変形による割れ、反り、きしみ床鳴りの著しいもの	●過度の重量物設置に起因するもの及び過度の暖房・冷房・湿気によるもの	
	外壁			●下地の反り、狂い、仕上材の剥離、変形、割れ、垂れ下が)の著しいもの	●天災地変及び予測不可能な自然現 象に起因するもの ●屋根からの落雪・落氷に起因するもの	
	内壁				●買主及び使用者が取付けた機器によるもの及び過度の暖房・冷房・湿気による もの	
	軒天裏				●構造上、機能上影響しない亀裂及び 過度の暖房・冷房・湿気によるもの	
	室内天井					
	室内階段					
	樋			●脱落、破損、垂れ下がり	●標準以上の降雨、積雪、凍結、枯葉などの詰まりに起因するもの	
	内装	建材・クロスなどの仕上 材 アコーディオンカーテン	1	●剥離、変形、反り、割れ、垂れ下が りの著しいもの	●構造上、機能上影響しない亀裂及び 過度の暖房・冷房・湿気によるもの	
	内装付属			●反り、取付不調、動作不良、変形、 隙間の著しいもの	●動作に影響しない反り、木材の軽微な ヒビ割れ及び過度の暖房・冷房・湿気に よるもの ●暴風雪、豪雨などによる建具からの一 般的な雨水の浸入 ●網戸の破損	
	外部建具	建具及び付属部品				
	内部建具					
	左官タイル	壁・天井・床の仕上	2	●剥離、変形、反り、割れ、垂れ下が りの著しいもの	●天災地変及び予測不可能な自然現 象に起因するもの	
	外部塗装	塗装及び吹付仕上面 1	\vdash		▼天災地変及び予測不可能な自然現	
	内部塗装		●剥離、白華亀裂の著しいもの	象に起因するもの(外部)		
						1